

別紙 4

報告番号

※

第

号

主 論 文 の 要 旨

論文題目 Issues Affecting Convergence of Chinese Accounting Standards with IFRS
 (中国における国際財務報告基準 (IFRS) とのコンバージェンスを巡る諸問題)
 氏 名 苗馨允

論 文 内 容 の 要 旨

1. 本研究の目的

国際財務報告基準 (IFRS) の設定団体である国際会計基準審議会 (IASB) は、2001 年以降、IFRS の国際的なアドプション、すなわち IFRS を各国の会計基準としてそのまま受け入れることを強く推進してきた。結果として、約 130 ヶ国 (2016 年 8 月 30 日現在) が国内上場企業や金融機関に IFRS の適用を許可あるいは要請している。IFRS はアングロ・アメリカン会計モデルを反映し、投資家指向、公正価値の広範な適用、及び会計専門家の判断を重視する特徴がある。このような会計モデルは自由市場経済、発達した資本市場、効率的に機能している市場指向的コーポレート・ガバナンス、また整備された公認会計士システムなどの会計環境で進化してきた会計システムである。

多くの先行研究では様々な側面から、会計基準のグローバリゼーションにもかかわらず、各国間で会計制度の多様性が依然として存在していることが解明された。具体的に、先行研究では各国の独特な制度環境、例えば、国民文化や政治システムなどが会計基準の設定に影響を与えていることが明らかにされた。そして、各国固有の会計環境、例えば、公認会計士の能力やコーポレート・ガバナンスなどが IFRS の実施に影響を与え、IFRS に対する一貫性のない解釈や判断をもたらす可能性が示された。このように、会計基準のグローバリゼーションが進む中で、各国における会計基準の設定や実施に影響を与える周辺環境の特徴、及び会計システムと周辺環境との相互作用を明らかにすることが喫緊な課題の 1 つになっている。

そこで、本研究の目的は中国をケースとして、Gernon and Wallace (1995) が提唱したアカウンティング・エコロジー・フレームワーク (accounting ecology framework) を用いて、社会的、組織的、専門的、政治的及び会計的文脈に照らして会計環境の主な特徴を明らかにすることである。そして、中国固有の会計環境がいかに中国における IFRS とのコンバージェンスに影響を与えているのかを解明することである。

2. 本研究の構成と内容

本論文は、第1章から第7章によって構成されている。

第1章「Introduction」では、本論文における研究の背景・動機・目的、及び本論文で用いられる理論的フレームワーク（すなわちアカウンティング・エコロジー・フレームワーク）とメソドロジー（すなわちケース・スタディ）を示し、本論文の全体的な流れについて説明する。

第2章「The Convergence Process of Chinese GAAP with IFRS」では、2006以降の中国におけるIFRSとのコンバージェンスを3段階にわけて考察する。なお、3段階とは、(1) 2006-2010：実質的コンバージェンスを達成した段階、(2) 2010-2015：継続的コンバージェンスを進めた段階、(3) 2015-：フル・コンバージェンスを目指して中国でIFRSの適用を広げる段階である。

第3章「Relevant Prior Literature Review」では、2006年から2015年にかけての中国会計基準及び中国の会計環境の特徴を解明した先行研究を紹介し、本論文の動機付けを明らかにする。具体的に、先行研究は主に中国の会計システムの技術的側面（例えば、中国会計基準とIFRSとの間に企業結合に関する会計基準の相違、及び中国会計基準における公正価値測定の実用など）に焦点を当てていることに対して、本論文は環境的側面（例えば、会計基準設定と会計実務に影響を与える経済的、文化的及び組織的要素など）に重点を置いている。そして、先行研究は中国の会計環境の部分的要素（例えば、政治的イデオロギーが保守主義原理の採用に及ぼす影響、及び組織構造が企業結合会計基準に及ぼす影響など）を解明したことに対して、本論文はホリスティックな分析を通じて中国の会計環境の全体を明らかにする。

第4章「Research Method」では、本論文が用いたケース・スタディというメソドロジーを説明する。

そして、Gernon and Wallace (1995)が提唱したアカウンティング・エコロジー・フレームワークを説明する。Gernon and Wallace (1995)によれば、各国の会計環境は5つの環境の相互作用の結果である。なお、5つの環境とは、(1) 社会的環境：社会における構造的、経済的、文化的、法律的要素が含まれる環境；(2) 組織的環境：組織の規模・複雑さ、テクノロジー、人的・資本的資源をはじめとする要素で、会計システムの選択や設定に影響を及ぼす環境；(3) 専門的環境：会計専門家に対する教育・研修、職業倫理・文化・規律などの要素が含まれる環境；(4) 政治的環境：個人や団体が会計基準設定主体にロビー活動をし、また自身の利益のために会計数値を利用する環境；(5) 会計的環境：会計基準、財務報告の頻度、ディスクロージャー制度、および会計実務などの要素で、他の環境から影響を受けながら、他の環境に影響を及ぼす環境である。

第5章「Analyses of the Chinese Accounting Ecology」では、アカウンティング・エコロジー・フレームワークを援用し、中国の会計環境について、社会的、組織的、専門的、政治的、会計的側面から解明する。また、環境的要素が中国におけるIFRSとのコンバージェンスに与える影響を分析する。

中国の社会的環境として、主に経済的、文化的ファクターを取り上げる。1978 年以降、外資の導入や国際貿易の増加による中国経済のグローバル化の進行とともに、中国政府はますます会計基準を国際基準に調和させる圧力を受けてきた。一方、中国経済では第 2 次産業・製造業のウェイトが先進国に比べて高いことは、会計基準における公正価値会計の過度の適用を抑制している。

中国の社会と会計に関する価値観の形成に重要な役割を果たしている儒教は、「儉約」を強調している。このような文化的ファクターは中国企業が過度な分配を抑制する保守的な会計処理を行い、また公正価値測定 of 適用を制限する傾向につながる。そして、儒教が権威への服従を強調するという文化的特徴は、中国の会計専門家（すなわち企業における経理・財務スタッフ及び公認会計士）が規範的会計規則に準拠する傾向があり、会計基準の柔軟性と独立した専門的判断を好まないことにつながる。

中国の組織的環境として、企業の資金調達などの要素を取り上げる。1993 年以降、多くの中国企業は海外の資本市場で資金調達を行ってきた。それらの企業の資本コストを下げるために、財政部は中国における IFRS とのコンバージェンスを促進している。一方、大部分の中国企業にとって、主な資金調達先は国内の資本市場と信用市場であり、財務情報の主な利用者は国内の投資家と債権者である。このような組織的環境の特徴は中国での IFRS に対する需要を低下させている。

中国の専門的環境として、主に会計専門家の教育研修とコンピテンスを取り上げる。1998 年以降、財政部が IFRS 及び国際監査基準に従う会計実務及び監査技術を重視するトレーニングコースを導入することによって、一部分の中国の会計専門家は IFRS と国際監査基準に関する知識を身につけてきた。しかし、トレーニングの参加者は一握りのエリートに過ぎない。量的不足に加え、中国の会計専門家は、「判断」を尊重する原則主義よりも「ルール」に準拠する細則主義に慣れ親しんでおり、原則主義の IFRS の適用に求められる一貫した解釈及び適切な判断をする能力が不十分だと思われる。

中国の政治的環境として、主に財政部によるコンバージェンスに向けた改革とステークホルダーによる公正価値の過度の適用に対する反対を取り上げる。2005 年以降、会計基準国際化の急展開によって、財政部は外部的圧力を受け、中国における財務報告のコンバージェンスを加速させてきた。しかし、財政部は中国固有の会計環境を考慮した上で、IFRS のアドプションを拒否した。そして、中国の資本市場の監督当局である証監会をはじめとするステークホルダーは公正価値の過度の適用を反対し、公正価値測定を慎重に導入しよう財政部に促している。

中国の会計的環境として、主に中国における IFRS とのコンバージェンスのプロセス及び公正価値測定に対する財政部の見方を取り上げる。財政部は 1985 年以降、国際化指向の会計システムの改革を進め、当時国際会計基準としての歴史的な原価会計を導入した。さらに、財政部は 1998 年に初めて公正価値測定を導入し、債務の再編と非貨幣性取引において交換される資産に対して公正価値評価を要求し、公正価値と簿価の差額を当期純利益へ計上することを

規定した。しかし、その後、多くの中国の上場企業が一定の利益基準を満たすために、公正価値測定を悪用したことが発覚した。財政部はこれらの不正会計に鑑み、公正価値測定に対する見方が慎重になり、2000年に関連する会計基準を修正し、資産の公正価値評価を禁じた。財政部は2006年に新企業会計準則に再び公正価値測定を導入したが、公正価値測定の広範な適用を懸念し、IFRSより適用範囲を限定している。

第6章「Other Factors Related to the IFRS Implementation in China」では、中国でIFRSがアドプトされる際に、その適用を巡る幾つかの課題を明らかにする。まず、財政部はエンドースメント手続きを通じて、IASBにより公表されたIFRSに修正やカーブアウトを加える可能性がある。このような「修正されたIFRS」の適用は中国と他のIFRS適用国における企業の財務諸表の比較可能性を妨げる可能性がある。

次に、財政部は一貫した判断を確保するために、IFRSに対する解釈や適用ガイダンスなどの詳細なルールを提供していく可能性が高い。これらのルールは、会計専門家の判断に影響を与え、中国の会計専門家が他国の会計専門家と異なる判断を下すことをもたらし、財務諸表の国家間の比較可能性を阻害する可能性がある。

続いて、中国でIFRSを適用することに高額なコストが必要になる。中国企業では、IFRSの適用によって会計利益から課税所得への調整、及びIFRSに従う財務諸表の作成に熟練するスタッフの育成や雇用に関連するコストが高くなる可能性がある。IFRSの一貫した適用を確保するために、財政部や証监会などの監督当局がエンフォースメント・システムを強化していくコストは高くなると予想される。中国の監査法人では、IFRSの下で監査の質を確保するために、公認会計士の研修、詳細なマニュアルの作成、及び審査体制の確立などに高額なコストが必要になる。

さらに、IFRSの中国語への正確な直訳は容易ではない。翻訳に使われる専門用語はすでに中国会計基準に存在し、しかもIFRSの元の意味と異なって定義される場合には、中国語版のIFRSを適用する会計専門家は英語版のIFRSを適用する会計専門家と異なる解釈及び専門的判断をする可能性がある。

最後に、中国ではIFRSの適用に対応できる会計専門家（例えば、IFRSに従って財務諸表を作成できる企業における会計専門家、及びIFRSに従う財務諸表に対する監査を行うことができる公認会計士など）の人数が極めて限られている。IFRSに精通した会計専門家の供給を大幅に増やすために、財政部は中国の大学、監督当局、公認会計士協会、企業などとの連携が不可欠であり、また高いコスト及び長い時間をかける必要がある。

第7章「Discussion and Conclusion」では、これまでの章の分析結果を整理し、中国におけるIFRSとのコンバージェンスを推し進めた環境的要素と中国でIFRSのアドプションを妨げる環境的要素を明らかにする。次に、財務報告の国際的なコンバージェンスを達成するために、IASBが各国固有の会計環境を考慮する必要があると示唆する。最後に、本論文が2006年から2015年までの中国におけるIFRSとのコンバージェンス、及び同時期の中国の会計環境に焦点を当て、会計制度と周辺環境についての歴史的分析を行っていないという残された

課題を示す。ある国における会計環境の特徴を理解するためには、その現状だけではなく、現在の会計制度と周辺環境を形作った歴史的発展を検証する必要があるという今後の研究の方向性を示すことで本論文を結びとしている。